

使用開始日 2017年3月23日

投資信託説明書(交付目論見書)

3620・3621-①

ダイワ日本企業外債ファンドS (為替ヘッジあり／部分為替ヘッジあり) 2017-04

単位型投信／海外／債券

※本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



大和投資信託

Daiwa Asset Management

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

みずほ信託銀行株式会社

委託会社の照会先

ホームページ
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
スマートフォン用サイト
<http://www.daiwa-am.co.jp/sp/>
コールセンター
0120-106212 (営業日の9:00～17:00)



ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

- ❖ 以下、各ファンドの略称としてそれぞれ次を用いることがあります。
 ダイワ日本企業外債ファンドS(為替ヘッジあり)2017-04：為替ヘッジあり
 ダイワ日本企業外債ファンドS(部分為替ヘッジあり)2017-04：部分為替ヘッジあり
- ❖ 各ファンドの総称を「ダイワ日本企業外債ファンドS2017-04」とします。

[ダイワ日本企業外債ファンドS(為替ヘッジあり)2017-04]

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型	海 外	債 券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年2回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)

[ダイワ日本企業外債ファンドS(部分為替ヘッジあり)2017-04]

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型	海 外	債 券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))	年2回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈 委 託 会 社 の 情 報 〉

委 託 会 社 名	大和証券投資信託委託株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月12日
資 本 金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	15兆3,877億91百万円 (平成29年1月末現在)

- 本文書により行なう「ダイワ日本企業外債ファンドS2017-04」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を平成29年3月17日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認下さい。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

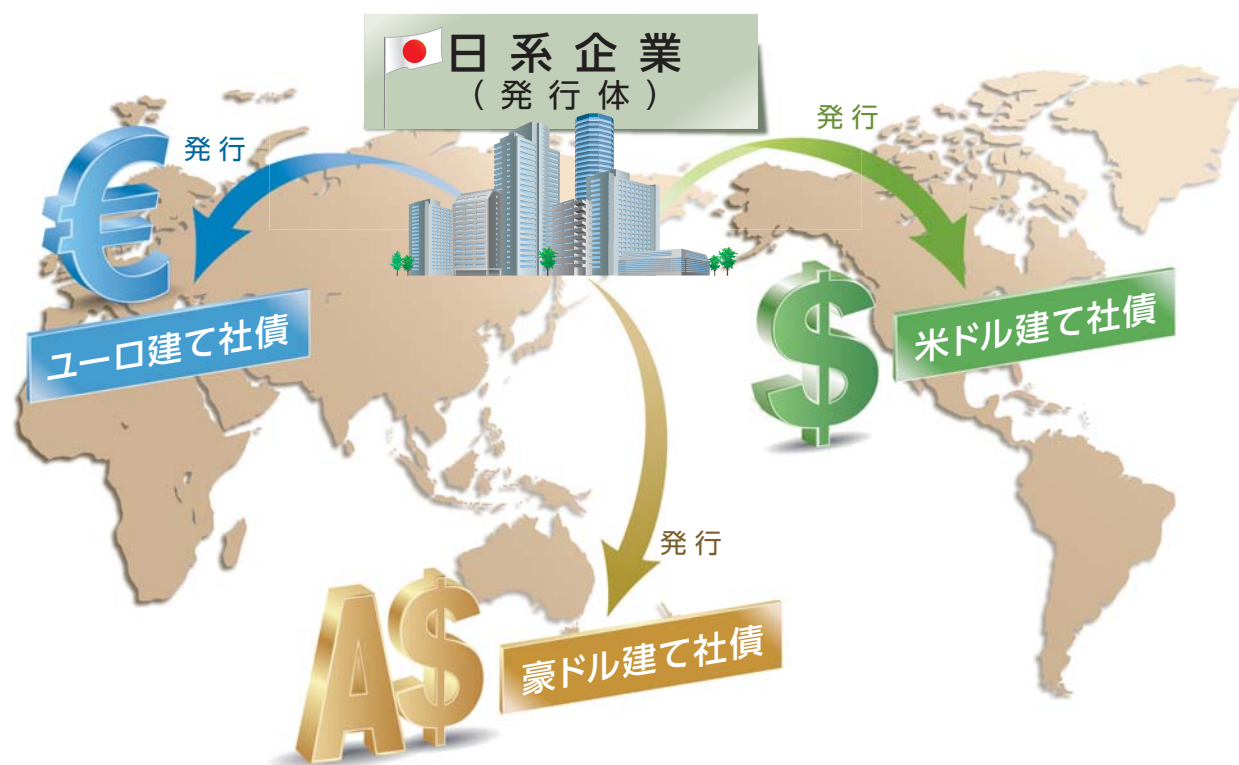
ファンドの目的

- ◆ 日系企業が発行する外貨建ての社債等に投資することにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1 日系企業が発行する外貨建ての社債等に投資します。

- ◆ 投資対象は、主として日系企業が発行する米ドル、ユーロおよび豪ドル建ての社債等とします。必ずしも、上記通貨のすべてが組入れられるわけではありません。
- ◆ 劣後債も投資対象とします。その組入れは純資産総額の30%以下とします。
- ◆ 流動性の確保およびポートフォリオの修正デュレーションの調整のため、上記通貨建ての海外の国債に投資することがあります。



- 日系企業とは、日本企業もしくはその子会社をいいます。
- 社債等には、日本の政府機関、地方公共団体等が発行する債券を含みます。

ファンドの目的・特色

普通社債および劣後債について

普通社債

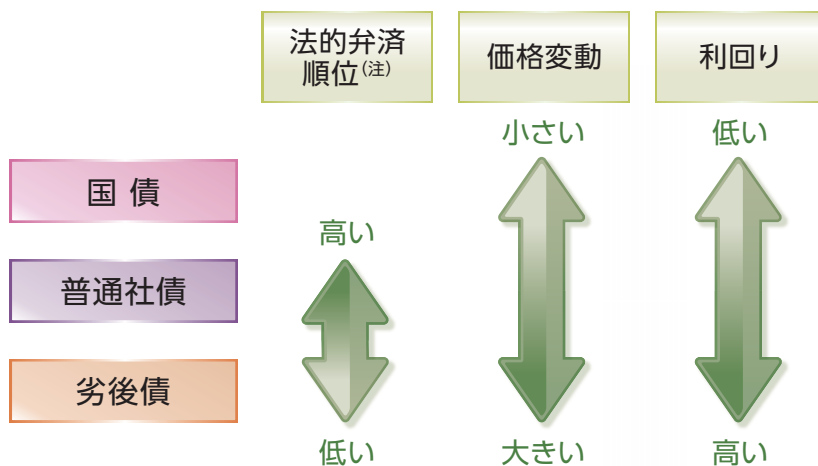
- 企業がその信用力を裏付けとして資金調達のために発行する債券のことです。
- 国債に比べて、通常信用リスクが高くなります。
- 利回りは、一般に投資者が信用リスクを取る対価として得られる上乗せ金利の分だけ、国債に比べて高くなっています。

劣後債

- 普通社債に比べて、法的弁済順位が劣後した債券です。
- 利回りは、一般に信用リスクや劣後債固有のリスクにより、国債や普通社債に比べて高くなっています。
- 一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。
- 償還期限がある「期限付劣後債」、償還期限の定めがない「永久劣後債」があります。

※劣後債固有のリスクには、法的弁済順位が劣後するリスク、繰上償還延期リスク、利払繰延リスクなどがあります。くわしくは、「投資リスク」をご参照下さい。

普通社債および劣後債のイメージ



(注) 法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。
※上記は一般的なイメージであり、実際の価格変動や利回り等を表すものではありません。

◆ 債券の格付けは、取得時において投資適格(BBB格相当以上)とします。

信用度と債券の格付けについて

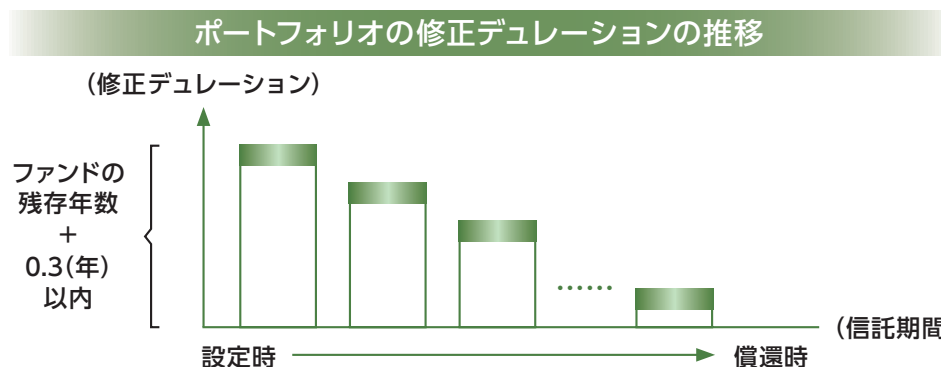
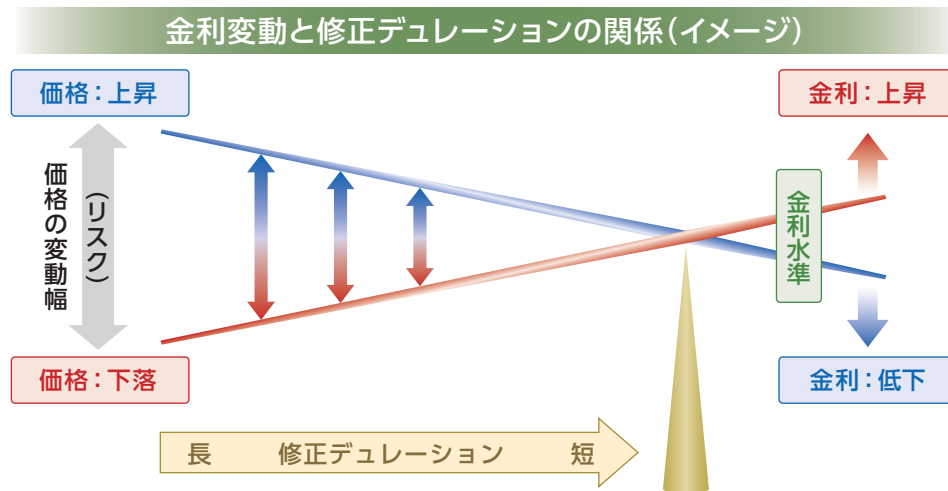
信用度	格付け	
	S&P、フィッチの場合	ムーディーズの場合
高い	AAA AA A	Aaa Aa A
投資適格債券	BBB { BBB+ BBB BBB- }	Baa { Baa1 Baa2 Baa3 }
	BB	Ba
	B ⋮	B ⋮
低い		

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、フィッチ・レーティングス(Fitch)などといった格付会社が各債券の格付けを行なっています。
付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

- ◆ ポートフォリオの修正デュレーションは、ファンドの残存年数+0.3(年)以内とすることをめざします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動(ブレ幅)が大きくなります。



2

「為替ヘッジあり」と「部分為替ヘッジあり」の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

- ◆ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

部分為替ヘッジあり

- ◆ 保有実質外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことにより、当ファンドの実質的な円貨比率を70%に近づけることをめざします。
- 為替ヘッジしていない部分については、為替変動の影響を受けます。

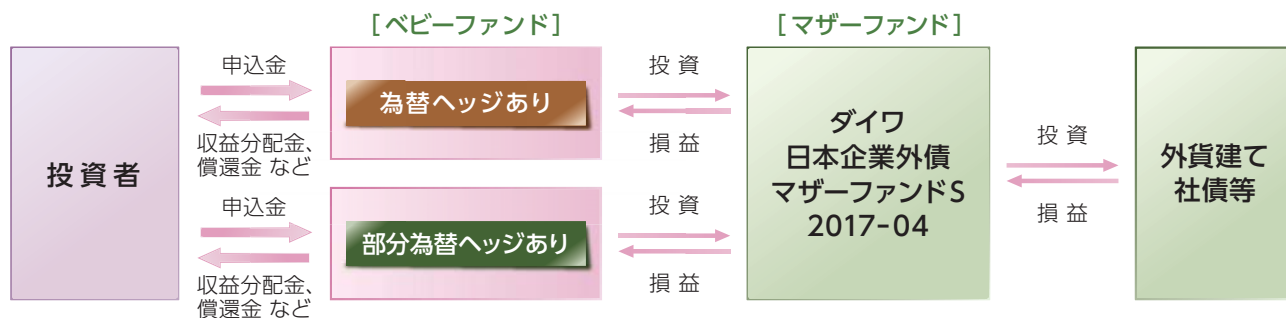
※2つのファンドとも、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

◆ 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



● マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。

設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3

信託期間は約6年11か月です。
(平成29年4月19日から平成36年3月8日まで)

4

購入の申込みは、平成29年4月18日までとなります。

(注) 当ファンドは単位型のため、申込みの受付けは上記の期間のみとなります。

5

毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 第1計算期間は、平成29年9月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。

【分配方針】

- 1 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- 2 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、元本超過額も含めて分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因



公社債の価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。

組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

また、劣後債は普通社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

劣後債固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。

[劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)]

一般的に、劣後債の法的弁済順位は、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り劣後債は元利金の支払いを受けることができません。

また、劣後債は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、劣後債の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。

[繰上償還延期リスク]

一般的に、劣後債には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている劣後債は、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該劣後債の価格が下落することがあります。

[利払繰延リスク]

劣後債には、利払繰延条項が付されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

[その他]

組入銘柄が期限前償還された場合、再投資した利回りが低くなる場合があります。

 為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。 「部分為替ヘッジあり」は、実質的な円貨比率を70%に近づけることをめざしますので、為替ヘッジしていない部分については、為替レートの変動の影響を受けます。 なお、2つのファンドとも、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
 カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。

参考情報

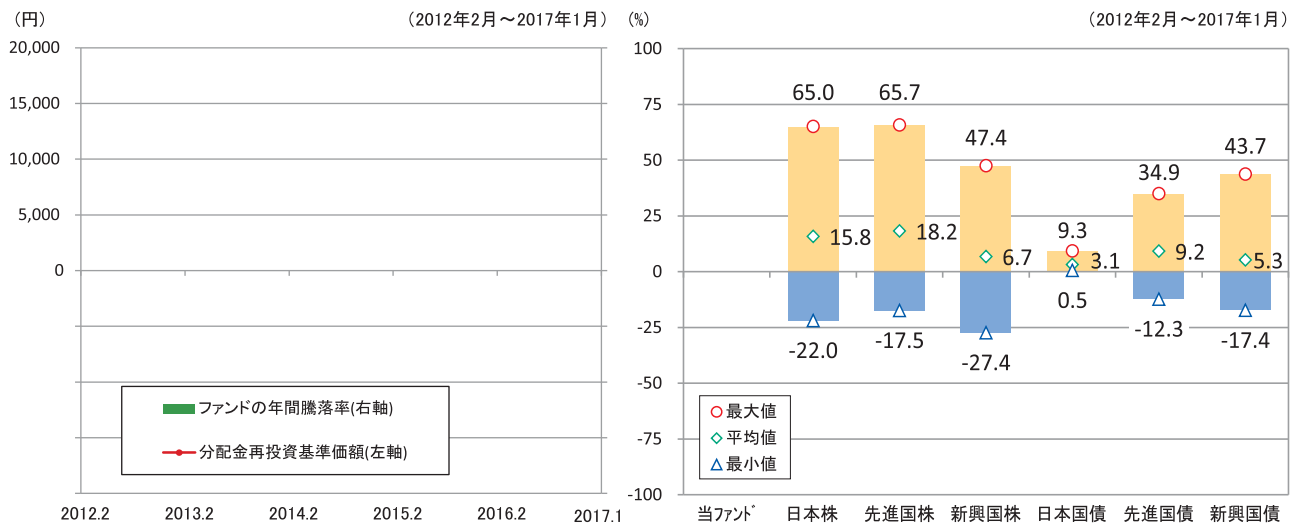
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

[ダイワ日本企業外債ファンドS(為替ヘッジあり) 2017-04]

[ダイワ日本企業外債ファンドS(部分為替ヘッジあり) 2017-04]



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債：NOMURA-BPI国債
 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド(円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCが開発したインデックスです。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は同社に帰属します。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

基準価額・純資産の推移

当ファンドは、平成29年4月19日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは、平成29年4月19日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは、平成29年4月19日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

当ファンドは、平成29年4月19日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※当ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示される予定です。

お申込みメモ

 購入時	購入の申込期間	平成29年4月3日から平成29年4月18日まで
	購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購 入 価 額	1万口当たり1万円
	購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付けを中止することがあります。

 その他	信 託 期 間	平成36年3月8日まで(平成29年4月19日設定)
	繰 上 償 還	◎ 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・ 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・ やむを得ない事情が発生したとき ◎ すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行ないます。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。
	決 算 日	毎年3月10日および9月10日(休業日の場合翌営業日) (注) 第1計算期間は、平成29年9月10日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	各ファンドについて110億円を上限とし、合計で110億円を上限とします。
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 http://www.daiwa-am.co.jp/ 〕に掲載します。
	運 用 報 告 書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※平成29年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購 入 時 手 数 料	販売会社が別に定める率 (上限)1.08%(税抜1.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	年率0.54% (税抜0.5%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末、途中換金および信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配 分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.30%
	販売会社	年率0.175%
	受託会社	年率0.025%
そ の 他 の 費 用・ 手 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税 金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、法人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税	配当所得として課税(注1) 収益分配金に対して15.315%
換金(解約)時および償還時	所得税	配当所得として課税(注1) 換金(解約)時および償還時の元本超過額に対して15.315%

(注1)所得税および復興特別所得税が課されます。

- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および 地方税	配当所得として課税(注2) 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および 地方税	譲渡所得として課税(注2) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注2)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※上記は、平成29年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。